令和８年11月17日
自民党案

議員提出議案に係る討論の取扱いについて（案）

議員提出議案については、複数の議員が同一の目的及び趣旨のもとに共同して提出するものであることから、その提案趣旨は提案理由説明等により既に明らかにされているものと考えられる。

一方、令和8年第3回定例会において、議員提出議案において11名の提出者のうち5名が討論を行う事例が生じており、共同提出者がそれぞれ同一の立場から討論を行う場合には、討論内容の重複や円滑な本会議運営の妨げなど、議事運営上の課題が生じたと認識している。

議員の発言権の担保をしつつ、円滑かつ効率的な議事運営を図る観点から、議員提出議案に係る討論の取扱いについて申し合わせを定める必要がある。

1　課題

（1）討論内容の重複
議員提出議案の共同提出者は、当該議案の趣旨及び目的を共有しているため、複数の共同提出者が討論を行う場合には、提案理由説明や委員会審査において既に示された内容と重複する可能性が高い。
実際、先日の討論において　多く同じ内容がみられた。

（2）円滑な本会議運営への影響
共同提出者が多数存在する議案について、各議員が個別に討論を行うこととなれば、討論内容の重複する可能性が高く円滑な議事運営にならない。

（3）先例化による影響
今後の議員提出議案、意見書案及び決議案等についても同様の取扱いが求められる可能性があり、今後の本会議運営に影響を及ぼすことが懸念される。

2　申し合わせが必要な理由

（1）代表者による討論によって討論の目的は達成できること。
（2）事前に討論内容を調整することにより、同一趣旨の討論の重複を防止できること。
（3）効率的な議会運営に資すること。
（4）統一的な取扱いにより公平性及び予測可能性を確保できること。

3 申し合わせ（案）

議員提出議案に係る討論のうち、共同提出者の中から討論者を1名とする。
ただし、議会運営委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

4 実施時期　令和 8 年第 4 回定例会から適用すべきである。